

## ＜公認心理師賠償責任保険のご案内＞

(2019年9月1日より開始)

一般社団法人日本公認心理師協会では、東京海上日動火災保険(株)と提携して、会員を対象として以下の団体保険制度を運営しています。

### 1. 公認心理師賠償責任保険【全員自動加入型】基本契約 100 万円 (東京海上日動火災保険株式会社)

公認心理師が日本国内における業務の遂行(※1)による、第三者(クライアントを含む)の生命・身体の障害や、プライバシーの侵害等の人格権侵害について、会員(補償を受けられる方)が法律上の損害賠償責任を負担することで被る損害に対して、限度額範囲内で補償する保険です。保険料は会費に含まれています。

※補償の対象となる公認心理師業務は、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識および技術をもって行われる次の業務をいいます。

- ア. 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- イ. 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ウ. 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- エ. 心の健康に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供を行うこと。

### 2. その他の保険【任意加入】

※現在は取り扱い不可

**【本制度に関するお問い合わせ先】**

[取扱代理店]

(株)日本共同システム 03(3367)0203